

警備甲達第4号  
警務甲達第9号  
生企甲達第6号  
生地甲達第5号  
刑企甲達第10号  
刑捜一甲達第4号  
刑鑑甲達第6号  
交指甲達第3号  
平成25年3月12日

〔改正 令和4年7月12日  
警備甲達第12号〕

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

#### 福井県警察災害派遣隊の編成及び運用要綱の制定について

国内において大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合における都道府県警察相互間の援助については、これまで、福井県警察広域緊急援助隊運用要綱の制定について（平成18年警備甲達第4号。以下「旧要綱」という。）により運用してきたところであるが、東日本大震災における反省・教訓を踏まえ、災害に係る危機管理体制を見直し、このたび、福井県警察災害派遣隊を編成し、大規模災害の発生時における広域的な部隊派遣態勢を拡充することとした。

については、別添のとおり「福井県警察災害派遣隊の編成及び運用要綱」を制定し、大規模災害発生時における迅速な召集及び出動体制を構築するとともに、部隊の編成及び運用について定めたので、部下警察職員に周知徹底し、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧要綱は、廃止する。

別添

## 福井県警察災害派遣隊の編成及び運用要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、他の都道府県における大規模災害発生時に、被災地等において、被災状況の把握、被災者の救出救助、緊急交通路の確保、県史、行方不明者の捜索、治安の維持等の活動を行う福井県警察災害派遣隊（以下「警察災害派遣隊」という。）の部隊編成及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 大規模災害  
自然現象、事故等により生ずる大規模な被害をいう。
- 2 大規模災害発生時  
大規模災害が発生し、又は大規模災害が正に発生しようとしている場合をいう。
- 3 被災地等  
被災地又は被害が予想される地域をいう。
- 4 被災地警察  
被災地等を管轄する都道府県をいう。
- 5 派遣元警察  
被災地警察に警察災害派遣隊を派遣する都道府県警察をいう。

### 第3 警察災害派遣隊の編成

警察災害派遣隊は、大規模災害発生時に直ちに被災地等に派遣され、かつ、原則として派遣先の都道府県警察、管区警察局情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部及び方面情報通信部から宿泊所の手配物資の調達等の支援を受けることなく活動する即応部隊及び大規模災害発生時から一定期間が経過した後に長時間にわたり派遣される一般部隊により編成する。

### 第4 警察災害派遣隊の任務

警察災害派遣隊は、大規模災害発生時において、被災地警察を管轄する都道府県公安委員会からの援助の要求に基づき出動し、当該都道府県公安委員会の管理の下に、次に掲げる活動を行うものとする。

- 1 情報の収集及び連絡
- 2 避難誘導
- 3 救出救助
- 4 検視、死体見分及び身元確認の支援
- 5 緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導
- 6 行方不明者の捜索
- 7 治安の維持
- 8 被災者等への情報伝達
- 9 被災地等における活動に必要な通信の確保及び情報技術の解析
- 10 その他、派遣先の都道府県警察の長が特に指示する活動

## 第5 即応部隊の編成、運用等

即応部隊は、広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊及び刑事部隊）、広域警察航空隊、機動警察通信隊及び緊急災害警備隊から構成し、各隊の編成、運用等については、次のとおりとする。ただし、機動警察通信隊の編成、運用等については、中部管区警察局福井県情報通信部（以下「情報通信部」という。）において行うものとする。

### 1 隊員の指定

即応部隊の各隊の隊員の指定は、次のとおり行うものとする。その際、各級指揮官となる幹部隊員については、人格識見に優れ、指揮能力の優れた者を指定するものとする。

#### (1) 広域緊急援助隊

##### ア 警備部隊

本部長は、機動隊又は管区機動隊の隊員の中から広域緊急援助隊（警備部隊）の隊員を指定するものとする。

##### イ 交通部隊

本部長は、交通機動隊又は高速道路交通警察隊の隊員の中から広域緊急援助隊（交通部隊）の隊員を指定するものとする。

##### ウ 刑事部隊

本部長は、検視等業務についての必要な知識及び技能を有する警察官並びに被害者支援に関する知識及び経験を有する警察職員の中から広域緊急援助隊（刑事部隊）の隊員を指定するものとする。

#### (2) 広域警察航空隊

本部長は、警備課警察航空隊及び機動隊の隊員の中から、広域警察航空隊の隊員を指定するものとする。

#### (3) 緊急災害警備隊

本部長は、管区機動隊の隊員のうち、広域緊急援助隊（警備部隊）の隊員として指定された者以外の隊員を緊急災害警備隊の隊員として指定するものとする。

### 2 編成

即応部隊の各隊の編成は次のとおりとし、各隊の編成に必要な調整を行う警察本部の主管課は別表第1のとおりとする。

#### (1) 広域緊急援助隊

本部長は、1（1）により指定した者をもって、別表第2から別表第4までに定める基準に従い、広域緊急援助隊の警備部隊、交通部隊及び刑事部隊を編成するものとする。

#### (2) 広域警察航空隊

ア 本部長は、1（2）により指定した者の中から所要の要員をもって編成するものとする。

イ 広域警察航空隊の編成に当たっては、派遣の長期化及び航空機の不具合発生に伴う現地整備を考慮し、操縦士2人及び整備士2人以上の派遣並びに捜索救助班等に従事する特務要員の帯同に努めるものとする。

#### (3) 緊急災害警備隊

本部長は、1（3）により指定した管区機動隊の隊員の中から、別表第5に定める基準に従い、緊急災害警備隊を編成するものとする。

### 3 活動

#### (1) 広域緊急援助隊

広域緊急援助隊の各部隊の小隊ごとに次の活動を行う班を置くものとする。また、派遣された部隊の指揮官は、被災地等の状況を踏まえ、指揮下にある部隊員の任務を組替え運用しても差し支えないものとする。

##### ア 警備部隊

###### (ア) 先行情報班

救出救助班等に先行し、被災状況、道路状況等に係る情報その他の広域緊急援助隊の部隊活動に必要な情報の収集及び報告に当たる。

###### (イ) 救出救助班

被災者の救出救助、避難誘導等に当たる。

###### (ウ) 隊本部班

食料、飲料水等の調達、管理及び配布、広報、被災地警察との連絡調整その他の当該小隊の災害警備活動全般に係る活動の支援に当たる。

##### イ 交通部隊

###### (ア) 先行情報班

交通対策班等に先行し、緊急交通路として確保すべき道路の被災状況等の情報収集及び報告に当たる。

###### (イ) 交通対策班

緊急交通路として確保すべき道路の応急対策及び緊急交通路の交通規制とその担保措置並びに緊急通行車両の先導等に当たる。

###### (ウ) 管理班

食料、飲料水等の調達、管理及び配布、最新の交通情報の収集、広報、被災地警察との連絡調整その他当該小隊の災害交通対策活動全般に係る活動の支援に当たる。

##### ウ 刑事部隊

###### (ア) 検視班

遺体安置所における検視又は死体見分に当たる。

###### (イ) 遺族対策班

被災者の心情に配慮して、遺体安置所における遺族等への遺体の引渡しに当たるとともに、災害警備本部、一般部隊の特別生活安全部隊行方不明者情報管理班等と連携した上で、遺族等への安否情報の提供に当たる。

#### (2) 広域警察航空隊

被災地等における目視による被災実態の把握、ヘリコプターテレビシステム及び実況アナウンスによる画像・音声伝送、通信指令室等に対する情報伝達、救出救助に当たる部隊の輸送、被災者等の捜索救助、救援物資の輸送等の業務に従事するとともに、救援活動に対する効果的な支援に当たる。

#### (3) 緊急災害警備隊

大規模災害発生時の直後において被災地等に派遣され、被災地等における被災者の救出救助、行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他警備警察活動及び被災地警察の長が特に指示する活動に当たる。

#### 4 派遣期間

即応部隊の各隊の被災地等における一回の派遣期間は次のとおりとし、派遣期間終了後に派遣部隊を交替するものとする。ただし、被災地等の状況により、派遣期間を延長することもある。

##### (1) 広域緊急援助隊

###### ア 警備部隊

おおむね3日間をめどとする。

###### イ 交通部隊及び刑事部隊

おおむね1週間をめどとする。

##### (2) 広域警察航空隊

おおむね1週間をめどとする。

##### (3) 緊急災害警備隊

数日間をめどとする。

#### 5 自活の原則

(1) 即応部隊は食料、飲料水等の補給等について、原則として被災地警察の支援を受けることなく、自らが行うものとする。

(2) 広域緊急援助隊（警備部隊）及び緊急災害警備隊にあつては、指揮所及び宿泊所の設営、広域緊急援助隊（交通部隊）にあつては、宿泊所の設営についても自ら行うものとする。

(3) 広域警察航空隊については、派遣人員、活動、装備及び航空隊の搭載能力を考慮しつつ、機体カバー等の野外係留資機材を携行し、自活に努めるものとする。

#### 6 服装

##### (1) 広域緊急援助隊

###### ア 警備部隊

###### (ア) 先行情報班

情報収集活動を円滑に行うため、原則として、自動二輪車の運転に適した適宜の私服とし、災害活動服を携行するものとする。

###### (イ) 救出救助班及び隊本部班

広域緊急援助隊員用活動服とする。

###### イ 交通部隊

###### (ア) 先行情報班

情報収集活動を円滑に行うため、原則として、自動二輪車の運転に適した適宜の私服で白バイ用ヘルメットを着用するものとし、交通乗車服又は制服を携行するものとする。

###### (イ) 交通対策班

原則として交通乗車服又は広域緊急援助隊用活動服とする。

###### (ウ) 管理班

食料の調達、配分等の後方支援活動を主たる任務とする者及び管理班の責任者が指定した者は、原則として与えられた任務の遂行に適した適宜の私服とし、それ以外の者については、交通乗車服とする。

#### ウ 刑事部隊

##### (ア) 検視班

検視活動に適した出動服、略帽、警備靴等とし、遺族対策班との任務の組替えも考慮し、私服等を携行するものとする。

##### (イ) 遺族対策班

遺族感情を考慮して私服とし、検視班との任務の組替えも考慮して出動服等を携行するものとする。

#### (2) 広域警察航空隊

福井県警察航空隊職員の服制及び被服の支給に関する訓令（平成29年福井県警察本部訓令第1号）で定めた服装とする。

#### (3) 緊急災害警備隊

被災地等での任務に応じて、警察庁が指定した服装とする。

### 7 運用

即応部隊の運用については、次のとおりとする。ただし、広域警察航空隊の派遣に係る手続その他の運用に関する事項については、本要綱のほか、大規模災害等発生時における警察用航空機の運用方針について（平成31年警察庁丙地発第17号別添）等によるものとする。

#### (1) 本県警察が被災地警察となった場合

##### ア 迅速かつ積極的な援助の要求

本県警察は、大規模災害発生時において直ちに被災状況等に係る情報の収集に当たるとともに、被災状況等の詳細な把握ができない段階にあっても、援助の要求に関して、警察庁及び中部管区警察局に必要な連絡を行い、その調整の下、必要な対応を検討するものとする。

##### イ 派遣された部隊の運用

本県警察は、被災地等の被災状況等を勘案して、派遣される部隊の活動地域及び活動拠点を速やかに選定し、当該部隊が被災地等に到着した直後からこれを効果的に運用して活動を実施するものとする。

#### (2) 本県警察が派遣元となった場合

本県警察の即応部隊主管課は、大規模災害発生時において直ちに中部管区警察局を通じて被災状況等に係る情報の収集に当たり、被災地等の状況を踏まえ、所要の救出救助用装備資機材、交通対策資機材、検視関連資機材、機体カバー、野外係留具等の警察航空機の資機材及び自活のための装備資機材等を取りそろえるなど派遣の準備を進めるとともに、当該派遣に関して中部管区警察局に必要な連絡を行うものとする。特に、本県に隣接する府県が被災地となった場合は、被災地警察に派遣される他の都道府県警察部隊に対する活動拠点や装備資機材の提供等についても配慮するものとする。

一般部隊は、特別警備部隊、特別生活安全部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊、特別交通部隊及び情報通信支援部隊から構成し、編成、運用等については、次のとおりとする。ただし、情報通信支援部隊の編成、運用等については、情報通信部において行うものとする。

## 1 隊員の指定

一般部隊各隊の隊員の指定は、次のとおり行うものとする。その際、各級指揮官となる幹部隊員については、人格識見に優れ、指揮能力の優れた者を指定するものとする。

### (1) 特別警備部隊

本部長は、機動隊、管区機動隊及び第二機動隊の隊員の中から特別警備部隊の隊員を指定するものとする。

### (2) 特別生活安全部隊

本部長は、次の班を設け、それぞれの隊員を指定するものとする。

なお、各班には、必要に応じて、部隊に関する連絡・調整を行う特務班を置くことができるものとする。

#### ア 相談・防犯指導活動班

生活安全部門に属する警察職員及び福井県警察女性警察官部隊設置要綱（平成18年警備甲達第1号別添）に定める女性警察官の中から、班員を指定するものとする。

#### イ 行方不明者相談情報管理班

生活安全部門に属する警察職員の中から、班員を指定するものとする。

### (3) 特別自動車警ら部隊

本部長は、地域部門に属する警察官の中から特別自動車警ら部隊の隊員を指定するものとする。

### (4) 特別機動捜査部隊

本部長は、刑事部門に勤務する警察官であって、機動捜査に必要な知識及び経験を有する者の中から特別機動捜査部隊の隊員を指定するものとする。

### (5) 身元確認支援部隊

本部長は、本活動が行方不明者の死亡を前提とするものであること、DNA型検査資料等を取り扱うことを踏まえて、鑑識専務員を含めた刑事部門を中心とした警察職員の中から身元確認支援部隊の隊員を指定するものとする。

### (6) 特別交通部隊

本部長は、交通部門に属する警察官の中から特別交通部隊の隊員を指定するものとする。

## 2 編成

一般部隊の各隊の編成は次のとおりとし、各隊の編成に必要な調整を行う警察本部の主管課は、別表第6のとおりとする。

### (1) 特別警備部隊

本部長は、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、1（1）により指定した者をもって特別警備部隊を編成するものとする。また、部隊に必要な

な班の設置については、警察庁の指示に基づくものとする。

(2) 特別生活安全部隊

ア 本部長は、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、1(2)により指定した者をもって特別生活安全部隊を編成するものとする。

イ 相談・防犯指導活動班については、その基本構成を、避難所、仮設住宅その他の被災者が生活する施設（以下「避難所」という。）の訪問のために使用する車両1台につき班員2人として編成するものとする。

(3) 特別自動車警ら部隊

ア 本部長は、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、1(3)により指定した者をもって特別自動車警ら部隊を編成するものとする。

イ 特別自動車警ら部隊の基本構成は、警ら用無線自動車1台に隊員2人とする。また、必要に応じて、部隊の連絡調整等を担当とする特務班を含めて編成するものとする。

(4) 特別機動捜査隊

ア 本部長は、1(4)により指定した者の中から別表第7に定める基準に従い、特別機動捜査部隊を編成するものとし、被災地等への派遣に際しては所要の車両及び装備資機材を帯同させるものとする。

イ 特別機動捜査部隊は、被災地警察の機動捜査隊長の指揮の下、交替制勤務に従事するものとする。その基本構成は、車両1台につき隊員2人とし、二交替勤務の場合の隊員数は4人、三交替勤務の場合の隊員数は6人とする。

(5) 身元確認支援部隊

ア 本部長は、1(5)により指定した者の中から別表第8に定める基準に従い、身元確認支援部隊を編成するものとする。

イ 身元確認支援部隊の隊数、派遣先、派遣期間等については、身元不明の遺体数、行方不明者数、被災地警察の要望等を踏まえ、警察庁及び中部管区警察局において必要な調整を行った上で決定するものとする。

(6) 特別交通部隊

ア 本部長は、1(6)により指定した者をもって特別交通部隊を編成するものとする。

イ 特別交通部隊は、1小隊につき5人の2個小隊の10人で編成し、本県警察の保有する車両を使用するものとする。

なお、帯同する車両については、中部管区警察局を通じて、被災地における活動内容等を事前に確認し、当該活動に応じた選定をするものとする。

3 活動

(1) 特別警備部隊

即応部隊に引き続き被災地等に派遣され、被災地等における行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備及び他の一般部隊の役割とされていない活動並びに被災地警察の長が特に指示する活動を行う。

(2) 特別生活安全部隊

ア 相談・防犯活動指導班



避難所等を訪問しての相談活動及び防犯指導活動(以下「相談活動等」という。)を行う。

イ 行方不明者情報管理班

行方不明者発見活動に関する規則(平成21年国家公安委員会規則第13号)等に基づき、行方不明者相談情報の収集・整理を行う。

(3) 特別自動車警ら部隊

被災地等において、警ら用無線自動車による警戒、警ら、現場広報等の活動を行う。

(4) 特別機動捜査部隊

被災地等において、車両による警戒、警ら、犯罪が多発する地域等におけるよう撃捜査、事件発生時における初動捜査を行う。

(5) 身元確認支援部隊

遺体の身元確認に資するため、行方不明者の家族等から行方不明者に関する情報の詳細を聴取し、行方不明者本人に直接関係する指掌紋、DNA型、歯牙等に係る資料の採集や、親子鑑定的手法に活用するための血縁関係者からの資料の採取を行う。

(6) 特別交通部隊

被災地における信号機の滅灯に伴う交通整理その他の交通警察に係る活動を行う。

4 派遣期間

一般部隊の各隊の被災地等における一回の派遣期間は次のとおりとし、派遣期間終了後に派遣部隊を交替するものとする。ただし、被災地等の状況により、派遣期間を延長することもある。

(1) 特別警備部隊、特別生活安全部隊及び特別自動車警ら部隊

おおむね10日間をめどとする。

(2) 特別機動捜査部隊

おおむね1週間をめどとする。

(3) 身元確認支援部隊

被害の状況を踏まえて必要な機関とするが、被災地での活動機関については、原則として2週間を越えないものとする。

(4) 特別交通部隊

おおむね2週間をめどとする。

5 服装

(1) 特別警備部隊

被災地等での任務に応じて、警察庁から指定された服装とする。

(2) 特別生活安全部隊及び特別自動車警ら部隊

原則として制服(活動服)とするが、警察庁から別に指示がある場合は、指示された服装とする。

(3) 特別機動捜査部隊

通常勤務時の服装(私服等)とする。

(4) 身元確認支援部隊

警察庁から指示された服装とする。

- (5) 特別交通部隊  
制服（活動服）又は交通乗車服とする。

## 6 運用

一般部隊の運用については、次のとおりとする。

- (1) 本県警察が被災地警察となった場合

### ア 援助要求に向けての事前の連携

本県警察は、被災地等における被害状況、犯罪の発生状況等に係る情報の収集に当たるとともに、援助の要求に関して、事前に警察庁及び中部管区警察局に必要な連絡を行うものとする。特に、身元確認支援部隊の活動については、被災地警察における身元確認作業の強化が必要と認められる場合において、行方不明者の死亡がうかがわれるときに、身元確認に資する情報・資料について、その家族等からの一斉集約を図ることを目的とするものであり、その実施時期について慎重な判断を要することから、身元確認作業の進捗状況を詳細に把握した上で部隊派遣に関して、警察庁及び中部管区警察局に必要な連絡を行うとともに、派遣元警察と積極的に連携を図るものとする。

### イ 部隊の運用

本県警察は、被災地等における被害状況、犯罪の発生状況等を勘案して、派遣される部隊の活動拠点、活動場所等を速やかに選定し、当該部隊が被災地等に到着した直後から部隊の効果的な運用を図るものとする。

なお、部隊の派遣受入れに際して、あらかじめその活動地域、活動内容、必要とされる人員等を定めた活動計画を作成し、中部管区警察局を通じて警察庁に提出するとともに、部隊が被災地に到着した後は、これを効果的に運用して活動計画に定めた対策を実施するものとする。

- (2) 本県警察が派遣元警察となった場合

本県警察は、直ちに中部管区警察局を通じて被災地等の被害状況、犯罪発生状況等に係る情報の収集に当たり、被災地等の状況を踏まえ、所要の資機材等を取りそろえるなど部隊派遣の準備を進めるとともに、当該派遣に関して中部管区警察局に必要な連絡を行うものとする。特に、本県に隣接する府県が被災地となった場合は、被災地警察に派遣される他の都道府県警察部隊に対する活動拠点や装備資機材の提供等についても配慮するものとする。

## 第7 活動上の留意事項

### 1 各隊共通事項

- (1) 受傷事故の防止

警察災害派遣隊の各隊は、活動を行う際に、二次災害の発生も危惧されることから、装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなどして受傷事故防止の徹底を図るものとする。

- (2) 広報活動

ア 被災者、行方不明者その他の関係者のプライバシーに配慮しつつ、被災者等の安心感を醸成するため、積極的な広報活動に努めるものとする。

イ 広報責任者は、原則として警察災害派遣隊の各隊の指揮官とし、現場における取材対応、部隊活動の映像又は画像の提供等を行うものとする。また、効果的な広報を実施するため、必要に応じ、即応部隊等に対する県民サポート課広報係員の帯同についても配慮するものとする。

(3) 各隊間の緊密な連携

警察災害派遣隊の各隊は、他の警察災害派遣隊の各隊間における連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図るものとする。

(4) 健康管理対策

惨事ストレス、食中毒、熱中症、感染症等の活動中に生じ得る心身の健康問題を念頭に置き、派遣前の事前教養、派遣中における声掛け等を通じた体調確認、適切な休憩・休息時間の確保等、隊員の健康管理に十分に配慮するものとする。

2 即応部隊の個別事項

(1) 救出救助活動

救出救助活動に当たっては、被災者等の心情に配慮するとともに、装備資機材を最大限に活用し、被災者の早期発見及び迅速かつ安全な救出救助に努めるものとする。

(2) 航空安全の確保

ア 被災地警察への広域飛行に当たっては、航空機の性能、経路間の地形、気象特性等を総合的に判断し、適切な燃料管理を行うものとする。

イ 現場活動に当たっては、被災地警察等の警察航空機との緊密な連携の下、航空関係法令その他の法令の厳正な遵守、飛行に関する基本的事項の徹底、地上部隊との連携強化等により、航空安全を確保するものとする。

3 一般部隊の個別事項

(1) 相談活動等の推進

ア 特別生活安全部隊の相談・防犯指導活動班が相談活動等を実施するためには、避難所等の数、位置及び規模の情報を把握する必要があることから、当該情報の把握については、県、市町等と緊密な連携を図るものとする。

イ 相談活動等の実施に当たっては、被災者の心情に配慮した親身な相談活動等の実施に留意し、被災者の安心感の醸成に努めるものとする。

(2) 犯罪抑止活動の推進

特別自動車警ら部隊は、被災地等の状況を踏まえて、警ら用無線自動車の機動力及び制服による警戒力を最大限に活用して、警戒・警ら活動を強化し、違法行為の発生の抑止に努めるものとする。

(3) 積極的な検挙活動

特別機動捜査部隊は、被災地警察の取締機能を回復・維持するため被災地警察の機動捜査隊（機動捜査を主管する所属をいう。）、活動地域を管轄する警察署等と緊密に連携し、積極的な検挙活動を推進するものとする。

(4) 適切な身元確認支援活動

ア 被災地等に派遣された身元確認支援部隊は、被災地警察の鑑識課長の指揮の下、活動を行うものとする。

イ 身元確認支援部隊は、行方不明者の家族等に対し、その心情に配慮した上で、同部隊の活動の趣旨・必要性について十分な説明を行い、理解と協力の確保に努めるものとする。

ウ 聴取内容の誤記載や、提供を受けた行方不明者本人に直接関係する資料及び血縁関係者から採取した資料の取違え・紛失は、身元の誤確認や、身元確認が不可能となるなどの重大な問題を惹起することに直結することから、その保管について万全を期すものとする。

(5) 交通状況に関する広報活動

被災地等における交通状況については、被災地等の住民のみならず、被災地等への物流に欠かせない情報であることを念頭に、通行止めや迂回措置等の交通規制の実施状況、道路陥没等の危険箇所の状況等の積極的な広報に努めるものとする。

第8 平素の措置

1 有事即応体制の保持

本部長は、大規模災害発生時に際して迅速に即応部隊を派遣できるよう、緊急招集連絡網を常に整備するとともに、隊員の事故等による欠員の補充要員をあらかじめ指定しておくものとする。また、各部隊の展開経路・移動手段、関係機関・団体との連携、装備資機材の携行及び自活に必要な物資の確保、警察用航空機の機体整備及び燃料補給、広域飛行のための広域運用マニュアルの整備等即応部隊の派遣に関して定めた計画を整備し、常に必要な見直しを加えるものとする。

なお、派遣に当たっては、情報通信部と連携し、広域緊急援助隊に帯同する機動警察通信隊隊員の事前指定、携行する装備資機材の確保等、迅速な招集と出動が可能な体制を確立するものとする。

2 関係機関、自治体等との連携

大規模災害発生時において、情報収集や広報活動を円滑に実施するため、国の出先機関、県、市町等との間で連絡窓口を設定しておくなど、平素から連携構築に向けた取組を推進するものとする。

3 教養訓練の徹底

警察災害派遣隊の各隊の主管課長は、当該部隊の隊員及び欠員の補充要員に対し、専門的かつ実戦的な教養・訓練を計画的に実施し、隊員の士気及び練度の向上に努めるものとする。

4 装備資機材の管理等

警察災害派遣隊の各隊の主管課長は、いかなる災害の発生に際しても、派遣される部隊が当該災害への対応に必要な装備資機材を伴って迅速に被災地に赴くことができるよう、装備資機材を常に良好な状態に整備・管理しておくものとする。

第9 具体的事項

この要綱に定めるもののほか、警察災害派遣隊の各隊の編成及び運用上の具体的留意事項については、警察庁の主管課長が別に定めるところによるものとする。

別表省略